

## 厚木市複合施設愛称選考委員会規則

### (設置)

第1条 厚木市複合施設に係る愛称の選考を円滑に進めるため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設愛称選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市民投票の対象とする厚木市複合施設に係る愛称候補の選考に関すること。
- (2) その他厚木市複合施設に係る愛称の選考について、市長が必要と認める事項に関すること。

### (委員)

第3条 委員会の委員は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、令和6年11月30日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、中央図書館で処理する。

### (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年11月30日に限り、その効力を失う。